

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、私が金融機関で納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和43年6月以降、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化がみられないことから、保険料の納付意識が高かった申立人が、申立期間の保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年8月及び61年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月
② 昭和60年8月
③ 昭和61年10月

私は申立期間①、②及び③について、それぞれの前後の期間と同様に、申請免除となっていた期間の国民年金保険料を追納した。

申立期間の国民年金保険料を追納したことを確認できる領収書等はないが、それぞれの申立期間について、国民年金保険料を追納したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人は、自身の国民年金保険料申請免除期間について、努めて追納し、保険料納付済期間を増やそうとしていた状況がうかがえ、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。
- 2 オンライン記録によると、申立人は、平成7年2月7日に、申立期間②を含む昭和60年度の国民年金保険料申請免除期間について追納申込みを行っているところ、同年度の保険料は申立期間②を除いて毎月定期的に追納されていることが確認できることから、申立人は、追納した保険料と同様に申立期間②の保険料を追納したのと考えても不自然ではない。
- 3 オンライン記録によると、申立人は、平成8年10月11日に、その時点で追納が可能であった申立期間③を含む昭和61年10月から62年3月までの申請免除期間に係る追納申込みを行っており、当該追納申込みを行った時点で、申立期間③の国民年金保険料を追納する意思を有していたものと認められる。

また、申立期間③の翌月である昭和 61 年 11 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料について、毎月定期的に追納されていることが確認でき、申立期間③は、当該追納申込みを行った時点において最優先で追納されるべき期間であることを踏まえると、申立人は、申立期間③の保険料を追納したものと考えても不自然ではない。

- 4 オンライン記録によると、申立人は、申請免除となっていた昭和 59 年度の国民年金保険料のうち、昭和 59 年 4 月から申立期間①の前月である同年 12 月までの保険料について、ほぼ定期的に追納しているが、同年同月の保険料を平成 6 年 3 月 28 日に追納した後、約 10 か月間追納を行った形跡が無く、その後、7 年 2 月 7 日に申立期間①の翌月である昭和 60 年 2 月の保険料の追納について追加処理した記録が確認できる。当該記録について、日本年金機構 A 事務センターは、「申立期間①である昭和 60 年 1 月の追納保険料が、その納付期限である平成 7 年 1 月 31 日までに納付されず、同年 2 月 7 日に納付されたため、納付された追納保険料を、同日において追納が可能な昭和 60 年 2 月分に充てたものと考えられる。」と回答しており、申立人は、追納が可能な 10 年間を経過したことにより、申立期間①の保険料を追納することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月及び 61 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年9月20日から36年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を34年9月20日、同資格喪失日を36年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額を34年9月から35年9月までは4,000円、同年10月から36年9月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年から36年までの期間のうち約2年間
申立期間は、A社で技師として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の入退社の経緯に関する具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間中にA社で勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人が名前を挙げた同僚11人全員について、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時の当該事業所における従業員数について、16人から25人程度であったと供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票によると、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は19人から24人までの範囲で推移していることが確認できることから判断すると、当該事業所では、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱

いであったものと考えられる。

加えて、申立人が当時の事務担当者として名前を挙げた同僚については、生存及び所在が確認できないものの、当該同僚から事務職を引き継いだとする同僚は、「当該事業所において試用期間は無く、入社時から皆、本採用であった。当該事業所で勤務していた者については、当然、厚生年金保険に加入させていたはずである。」と回答している。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿及び被保険者原票により、生存及び所在が確認できた同僚 13 人に照会し、8 人から回答を得られたところ、申立人と同職種であったとする同僚一人は、「私は申立人と一緒に勤務していた。申立人の業務内容及び雇用形態について、他の技師と違いは無く、申立人の厚生年金保険の加入記録が無い事情は思い当たらない。また、厚生年金保険料については、入社した時から控除されていた。」と供述している。

なお、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日については、申立人は、自身が名前を挙げた同僚について、その前任者も併せて記憶しており、被保険者名簿によると、当該前任者の厚生年金保険被保険者資格喪失日と当該同僚の同資格取得日は、いずれも昭和 34 年 9 月 20 日となっていることから判断すると、申立人は、遅くとも同日において、当該事業所で勤務していたものと認められることから、同日とすることが妥当である。

また、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日については、申立人は、「技師長が B 市の事業所へ異動したことを覚えている。後任の技師長は、他所から来た。」と供述しているところ、申立人及び複数の同僚が、当時、当該事業所の技師長であったとする者は、被保険者原票によると、昭和 36 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、当該技師長の後任として当該事業所へ異動したとする者は、同日付けで同被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は、少なくとも同年 9 月 30 日までは当該事業所で勤務していたものと認められることから、同年 10 月 1 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 34 年 9 月 20 日から 36 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同じ技師であった同年代の同僚の記録から、昭和 34 年 9 月から 35 年 9 月までは 4,000 円、同年 10 月から 36 年 9 月までは 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の代表清算人は、「火災により、申立期間当時の資料は焼失したため不明である。」と回答していることから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の被保険者名簿及び被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務

所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 9 月から 36 年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月16日から45年6月1日まで

年金記録によると、A社で昭和44年12月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、45年6月1日からB社で同保険に加入している記録になっているが、同社に加入するまでA社で継続して勤務していた。

厚生年金保険の加入期間に空白があるのは納得できないので、申立期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の「申立期間は、A社のC地方の現場で働いており、給与は社長から現場で渡されていた。」との具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私と申立人は、共にA社で運転手をしており、申立期間は、申立人と一緒に東北地方の同じ現場で仕事をしていた。」と供述している上、オンライン記録によると、同人は、A社において昭和45年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にB社において同被保険者資格を取得しており、両社間で厚生年金保険の加入記録に空白期間が生じていないことが確認できる。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様の被保険者記録となっている同僚5人のうち、所在が確認できた4

人に照会し、全員から回答を得られたところ、いずれも「A社には、申立期間も継続して勤務していた。申立期間中は、申立人と同様にC地方の現場で働いており、その時の給与については、ほぼ毎月現場を訪れていた同社の社長から手渡しで渡されていた。」と供述している上、このうちの二人は、「申立期間も引き続き、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和41年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C工場は、昭和41年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、B社は、「資料は残っていないが、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年12月1日までの期間は、A社において同保険に加入する取扱いであったところ、当時の事務担当者が資格喪失日を誤って同年11月21日として届け出た可能性も考えられる。」と回答していることから、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から44年3月まで

申立期間について、私は学生であったが、私の国民年金保険料の納付については、同居していた両親に任せていた。父は福祉年金を受給し、母は国民年金加入期間の全てについて保険料を納付していたので、私の保険料も母が納付してくれていたはずである。申立期間当時、両親は農業を営んでおり、同じ地域、集落の私の年代の者は保険料納付の記録があると聞いている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和42年*月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者に係る資格取得状況調査及び同手帳記号番号払出簿により、56年4月に払い出されたことが確認でき、この頃に国民年金の任意加入手続を行ったと認められる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親がA農業協同組合（現在は、B農業協同組合）で納付したと思うとしていることから、同協同組合に照会したところ、「申立人の父親が当協同組合の組合員であったことは確認できたものの、組合員勘定口座については、記録が残っておらず不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況について

確認できない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から50年3月まで
申立期間について、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたのに、私だけ未納となっているのはおかしい。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和51年3月1日に払い出されたことが確認できる一方、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は国民年金被保険者管理簿から39年頃に払い出されたことが推認できることから、申立期間当時、申立人の夫は夫婦二人分の国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられるほか、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち41年4月から48年12月までの国民年金保険料については時効により納付できず、49年1月から50年3月までの保険料についても、遡って納付した形跡は見当たらない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても未納となっていることが確認できる上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から8年2月まで

私は、20歳になった平成3年*月から国民年金に加入し、それ以降母が国民年金保険料を納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていたとしているが、オンライン記録により、平成8年12月24日に申立人に対し過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該納付書は、申立期間又はその一部の期間の納付書であったと考えられることから、申立期間において、定期的に保険料が納付されていなかった状況がうかがえる上、その後申立人の母親が当該納付書で申立期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらず、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても未納となっていることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況について聴取できず、申立人自身は申立期間の保険料の納付に直接関与していないことから、申立人の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料をA市内の郵便局又は銀行で納付したとして10か所の金融機関名を挙げているが、いずれの金融機関も、申立期間当時の資料は保管していないと回答しており、申立人の主張を裏付ける資料は確認できない上、申立人が申立期間の保険料納付について証言してくれる者として名前を挙げた二人から聴取したが、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述は得られな

かった。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日まで
A 社には、昭和 62 年 12 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成 2 年 4 月 1 日となっている。
勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の承継事業所であるB社の回答により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る昭和 63 年分、平成元年分及び2年分の所得税源泉徴収簿に記載された昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの各月における社会保険料控除額について、申立期間当時、当該事業所で経理事務を担当していた者は、「当該控除額は、雇用保険と建設国保の保険料だと思う。」と回答しているところ、昭和 63 年 1 月の社会保険料控除額は、同年同月の給与総支給額に当時の雇用保険料の料率を乗じて求めた雇用保険料相当額と一致している上、C国民健康保険組合本部の回答により、申立人は、同年 2 月から平成 2 年 3 月まで同組合の国民健康保険の被保険者であったことが確認できるとともに、当該期間の各月の上記社会保険料控除額は、雇用保険料額、国民健康保険料額及び同組合が国民健康保険料と合わせて徴収していたとする組合費の合計額と一致しており、申立人は、昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの期間において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同じ平成 2 年 4 月 1 日に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申

立人と同じ営業職であったとする同僚から提出された当該同僚に係る昭和 62 年 1 月から平成 2 年 2 月までの給与明細書によると、全ての月について「厚生年金保険料」欄が空欄となっており、申立人と同様に給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 45 年 6 月 30 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間を年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人が申立期間に勤務していた事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和53年6月2日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②において勤務していた事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和53年4月1日）した後、公的年金に加入していない申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）には昭和 42 年 8 月末まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の当該事業所における資格喪失日は昭和 42 年 8 月 31 日であることが確認でき、この記録は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の資格喪失日と一致している。

また、当該事業所は、「申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は保管されていないので、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について分からない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 8 人（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したところ、回答が得られた 7 人のうち 3 人は申立人を記憶しているものの、退職日までは記憶しておらず、申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、申立人が月末まで勤務したとする昭和 42 年 8 月 31 日は木曜日であるが、上述の回答が得られた 7 人のうち 3 人は、「毎週木曜日が休みであった。」と供述しており、このうちの一人は、「私は申立人と同じ庶務係であったが、休みは皆一緒であった。」と供述していることから、当該事業所における申立人の最終勤務日は同年 8 月 30 日であったと考えられる。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の離職日は昭和 42 年 8 月 30 日と記録されている上、上記資格喪失確認通知書（備考欄）にも「8/30

退職」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4814（釧路厚生年金事案 321 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 9 月まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと年金記録確認釧路地方第三者委員会（当時）に申し立てたが、申立ては認められなかった。

今回、当時一緒に勤務していた同僚の名前を思い出したので、もう一度、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の供述により、期間の特定はできないが、申立人がA社のB支店に勤務していたことは推認できるものの、i) オンライン記録によると、当該事業所は平成5年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その当時の事業主は、「申立期間当時の関係書類は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該事業所における勤務期間並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人が一緒に勤務したとする4人のうち3人は、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、他の一人は、「昭和44年2月から約4年間勤務した。」と供述しているところ、被保険者記録はその一部の期間のみとなっているほか、申立人及び同僚が、当時のB支店長として名前を挙げている者も、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、当時、事業主は勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられること、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既

に年金記録確認釧路地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、一緒に勤務していた同僚として二人の名前を挙げているが、このうち一人は、当初の申立てにおいて既に回答を得ており、「従業員が、皆、厚生年金保険に加入していたか否かは分からない。」と供述している上、他の一人は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無く、個人を特定できないことから、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の主張は、年金記録確認釧路地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当該委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4815

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月から35年2月まで

申立期間は、A社B支店に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「昭和37年4月以前の資料等は保管されていないため、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚二人の名前を挙げているが、そのうち申立人を当該事業所に紹介したとする同僚は既に死亡しており、他の一人は、「申立人のことは覚えているが、厚生年金保険に加入していたかどうかまでは分からない。私自身は、入社してから1年は臨時雇用で、その後正社員となったが、臨時雇用の期間は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。申立人も最初は臨時雇用で入社したと思うが、その後正社員になったかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた

21人に照会したところ、回答を得られた12人は、いずれも申立人を記憶していない上、12人のうち10人は、自身の記憶する入社時期の6か月から約4年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、このうち6人は、「正社員になるまでは臨時雇用であり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

A社には、昭和 34 年 7 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 36 年 8 月 1 日となっている。

入社当初から厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社に至った経緯等に関する具体的供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 27 年 1 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所になっているものの、30 年 5 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっており、36 年 8 月 1 日に再度、適用事業所になっていることから、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 13 年 7 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により、当該事業所を承継したことが確認できるB社の解散時の代表取締役二人に照会したが、いずれも「申立期間当時の資料が残っていないため、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚として6人の名前を挙げているが、このうち当時の事業主の妻を含む4人は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人と同日の昭和 36 年 8 月 1

日又はそれ以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、死亡している又は生存若しくは所在が不明であるほか、他の二人は姓のみの記憶であり、本人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4817

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 33 年 7 月 1 日まで
昭和 32 年 3 月から A 協同組合で勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 33 年 7 月 1 日となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する写真及び複数の同僚の供述から判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人が、申立期間中に A 協同組合で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 45 年 2 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、商業・法人登記簿謄本によると、同年 2 月 13 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同職種の同僚 7 人の名前を挙げているところ、このうち二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において名前が確認できない上、ほかの二人は連絡先が不明であり、一人は病気療養中であることから、残る二人に照会し、両人から回答を得られたものの、このうち、申立人とほぼ同時期に採用されたとする一人は、「私は昭和 32 年の春頃に採用され、勤務した。採用当初は正職員ではなく、在職中に試験を受けて正職員となった。その試験は、申立人も一緒に受けたと思う。」と供述しており、同人は、被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 32 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 10 人に照会し、8 人から回答を得られたものの、このうち 5 人は申立人を記憶していない上、申立人を記憶している 3 人からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、申立人は当該事業所において、昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。